

# 青森県報

第三千九百五十七号

平成二十七年  
二月十三日  
(金曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則……………  
 青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則……………

(労政・能力) …… 一  
 (開 発 課) …… 一  
 ( 同 ) …… 一

### 告 示

難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主  
 として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並  
 びに担当する診療科名の変更の届出……………  
 道路の区域の変更……………  
 道路の供用の開始……………  
 河川法による兼用工作物の管理……………  
 都市計画事業の認可……………

(保健衛生課) …… 二  
 (道 路 課) …… 二  
 ( 同 ) …… 二  
 (河川砂防課) …… 三  
 (都市計画課) …… 三

### 公 告

仮認定特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地の変更  
 の届出……………  
 肥料登録の有効期間の更新……………

(県民生活) …… 三  
 (文 化 課) …… 三  
 (食の安全・) …… 四  
 (安心推進課) …… 四

### 教 育 委 員 会

青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により青森  
 県教育委員会が定める開示請求があつた場合において直ち  
 に開示することができる保有個人情報の一部改正……………

(職員福利課) …… 四

## 規 則

青森県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第一号

青森県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

青森県職業訓練手当支給規則(昭和三十八年十一月青森県規則第八十三号)の一部  
 を次のように改正する。

第二条第十二号中「第三条第二項」を「第二条第一項第五号」に、「同項」を「同  
 号」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第二号

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

青森県職業訓練手当支給規則(昭和四十一年十月青森県規則第七十八号)の一部を  
 次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「第三条第二項」を「第二条第一項第五号」に、「同項」  
 を「同号」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第八十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

平成二十七年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	氏名	名称所在地	担当する診療科名	変更年月日
定医	難病指定医	森山 貴子	主として指定難病の診断を行う医療機関	八戸市立市民病院 八戸市大字田向字毘沙門平一	内分泌・糖尿病・代謝内科 内分泌科 泌尿科	平成二七・一・一

1	図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後別の敷地の幅員	敷地の延長	備考
県道	線	横浜六ヶ所	上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附一三七〇から 上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附一の三まで	敷地の幅員 四五・四〇メートルまで 一五・一〇メートルから 四三・六〇メートルまで	敷地の延長 三三三・八〇メートル 三三三・八〇メートル		

青森県告示第八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

変更後	変更前	変更後	変更前
定医	難病指定医	齊藤 勝	齊藤 栄太
児科医院	齊藤内科小児科医院	青森市青柳二丁目六の一七	青森市青柳二丁目五の三
循環器科 呼吸器科	内科	〃	〃

青森県告示第八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年三月十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年三月十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道横浜六ヶ所線	上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一三七〇から上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一の三まで	平成二十七年二月十三日

青森県告示第八十九号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により一級河川岩木川水系浅瀬石川河川管理者青森県知事三村申吾と田舎館村道大根子四八号線道路管理者田舎館村長鈴木孝雄との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により公示する。

その関係図書は、青森県国土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 河川の名称
  - 一級河川岩木川水系浅瀬石川
- 二 河川管理施設の名称又は種類
  - 左岸堤防
- 三 河川管理施設の位置
  - 南津軽郡田舎館村大字大根子字小川原田九八の三地先から字牧ヶ袋五三の五地先まで
- 四 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 1 名称 田舎館村
  - 2 住所 南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻一三三の一
  - 3 代表者の氏名 道路管理者 田舎館村長 鈴木孝雄
- 五 管理の内容

- 1 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- 2 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 六 管理の期間
  - 平成二十七年二月三日から道路の存続する日まで

青森県告示第九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、弘前広域都市計画公園事業を平成二十七年二月四日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
  - 弘前市
- 二 都市計画事業の種類
  - 弘前広域都市計画公園事業（六・五・一号 弘前運動公園）
- 三 事業施行期間
  - 平成二十七年二月十三日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分
    - 青森県弘前市大字豊田二丁目、豊田三丁目地内
  - 2 使用の部分
    - なし

公 告

仮認定特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地の変更の届出

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十八条第一項の仮認定をした特

定非営利活動法人から、その主たる事務所の所在地を次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十七年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名称

特定非営利活動法人あおもりNPOサポートセンター

二 代表者の氏名

田中弘子

三 主たる事務所の所在地

変更前 青森市新町一丁目一三の七

変更後 青森市松森三丁目三の一八

四 変更年月日

平成二十六年十二月十六日

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により平成二十七年一月二十九日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十七年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の 規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
青森県第 二〇八号	炭酸カルシ ウム肥料	五三・〇炭 酸カルシウ ム肥料	アルカリ分 五三・〇	公定規格 のとおり	八戸炭酸カル シウム工業株 式会社 三戸郡階上町 大字角折六 柳平二八の六

# 教育委員会

青森県教育委員会告示第一号

平成十三年四月一日青森県教育委員会告示第三号（青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により青森県教育委員会が定める開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月十三日

青森県教育委員会

表県立高等学校入学者選抜の項の次に次のように加える。

県立高等学校 入学者選抜 (再募集)	学力検査の総合得点	合格発表の日か ら一月間	各県立高等学校
--------------------------	-----------	-----------------	---------

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
----------------------------------	--	--------------------------------